埼玉県地域密着型サービスの外部評価機関審査要領

1. 趣旨

この基準は、「指定地域密着型サ-ビスの事業人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令34号）」第９７条第８項第1号及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」第86条第2項第1号に規定に基づく認知症対応型共同生活介護（介護予防事業所を含む。以下同じ。）の外部評価に関し、外部評価機関の選定等における必要な事項を定めるものである。

1. 選定の申請
   1. 申請要件

評価機関としての選定を受けようとする法人は、「埼玉県地域密着型サービスの外部評価機関選定申請書(以下「評価機関選定申請書」という。)」(様式１)に必要な書類を添付して申請を行うものとする。

* 1. 申請書類
     1. 評価機関選定申込書(様式１)
     2. 法人の定款、寄付行為及び法人登記簿の謄本
     3. 法人の資産目録(貸借対照表)
     4. 評価調査員名簿(様式２)及び評価調査員養成研修修了証書（写）
     5. 評価審査委員会の委員名簿(様式３)及び各委員の就任承諾書(写)
     6. 委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書(写)
     7. 評価手数料及びその算出根拠(様式事由)
     8. 外部評価実施要領(案)
     9. 外部評価業務委託契約書(案)
     10. 実施体制等確認書(様式４)
     11. その他必要と認められる書類

1. 審査
2. 審査方法

* 一次審査：「埼玉県地域密着型サービスの外部評価機関選定基準（以下「選定基準」という。）」に基づき、評価機関として選定を受けようとする法人から提出された申請書類を高齢者福祉課職員が

審査する。

* 最終審査：一次審査結果を踏まえて高齢者福祉課長が審査し、

決定する。

1. 審査基準

「埼玉県地域密着型サービスの外部評価機関選定基準」に定める。

1. 選定の通知

県は、前項の申請に対して、選定を決定した場合は「埼玉県地域密着型サービスの外部評価機関選定通知書」(様式５ー１)を、選定しないことを決定した場合は「埼玉県地域密着型サービスの外部評価機関不選定通知書」（様式５ー２）を交付する。

1. 変更及び廃止
2. 評価機関は、選考を受けた後に申請時の事業内容のいずれかに変更が生じたときは、変更後の当該書類を遅滞なく、県に提出しなければならない。
3. 評価機関は選定を受けた後に評価事業を廃止しようとするときは、事業終了の３か月前までに廃止の理由を付して、県に届け出なければならない。
4. 取消

選定の取消

* 取消の事由

県は、現に外部評価が行われていないとき、又は、評価機関が次の

いずれかに該当するときは、当該機関の選定を取り消すことができる。

* + 1. 選定要件が欠けた場合
    2. 定期的な事業報告又は県への協力を行わない場合
    3. 次に掲げる不正な行為を行った場合
       1. 評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受取ること。
       2. 守秘義務に違反すること。
       3. サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。
       4. 法令に違反すること。
       5. その他社会通念上不正な行為と認められる場合
* 取消の結果

県は、評価機関の選定を取り消した場合、速やかにその旨を申請者に

通知する。

その他

この要領に定めのない事項については、必要の都度、高齢者福祉課長が

定める。

附則

この要領は、令和７年４月２１日から適用する。